

令和7年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(健康医療関連)

令和6年7月

大 阪 府

令和7年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 (健康医療関連)

日頃から、大阪府健康医療行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本府では、近年の災害発生を踏まえまして、より一層の災害医療体制の強化に取り組むとともに、大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画の改定や医療機関等との協定締結の促進など、今後の感染症パンデミックに向けた対応力の強化を進めているところです。

併せて、大阪・関西万博の開催に向け、様々なリスクに対応できる感染症対策の実施に向けてなどに取り組んでいるところです。

また、我が国では世界に例のない高齢化が進んでおり、2040年頃まで高齢者人口の増加が続くと推計されていますが、中でも大阪府は、高度成長期の人口流入等の影響により、高齢者数の大幅な増加が見込まれていることから、医療従事者の働き方改革なども踏まえ、超高齢社会・人口減少社会における医療ニーズの変化に対応した持続可能で切れ目のない医療体制の構築を図っていく必要があります。

こうした中、本府では、超高齢社会における医療提供体制の構築に向けた取組みを進めるとともに、大阪・関西万博も見据え、多様な主体の連携・協働による“オール大阪体制”による健康づくりの推進や市町村の保健事業への支援、ギャンブルやアルコール等の依存症や自殺対策などのこころの健康問題にも取り組んでいるところです。

国におかれましては、国民全体の安全安心を守る、持続可能なセーフティネットを実現するため、地方の声にも十分に耳を傾けていただくとともに、国と地方の適切な役割分担のもと、権限・財源・責任の明確化を図り、ナショナルミニマムとして位置づけられる施策については、国の責任により財源を確保していただくべきと考えます。

今回は、このような観点から、健康医療分野における様々な課題の中でも、特に、早期に実現していただきたいものについて、以下のとおり要望いたします。要望事項の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

大阪府知事

吉村 洋文

目 次

1. 保健医療体制等の確保	1
(1) 医療提供体制の整備	
(2) 救急医療体制等の充実・強化	
(3) 災害医療体制等の充実・強化	
2. 健康寿命の延伸と次世代ヘルスケアの推進	6
(1) 健康寿命の延伸に向けた支援の充実	
(2) 健康増進事業の充実	
(3) 次世代ヘルスケアの推進	
3. がん対策・循環器病予防など非感染性疾患（NCDs）対策の推進	7
(1) がん対策の推進	
(2) 循環器病対策の推進	
4. 地域保健・感染症対策の充実・強化	9
(1) 地域保健施策の推進	
(2) 感染症対策の充実・強化	
5. 「こころの健康問題」への対策	14
(1) 精神保健施策の推進	
(2) 自殺対策の充実	
(3) 依存症対策及び薬物乱用防止対策の充実	
6. ガバナンスの強化	16
(1) 都道府県のガバナンスの強化に向けた支援の充実	
(2) 国民健康保険制度改革等	
(3) 柔道整復及びあん摩マッサージ・はり・きゅう施術療養費の適正化	
7. 安全で安心な日常生活を支える公衆衛生の向上	17
(1) 食品の安全性確保策の充実等	
(2) 水道の広域化及び水道・浄化槽整備の推進	
(3) 火葬場更新に係る市町村への補助制度の創設等	
(4) 新興感染症等によりお亡くなりになった遺体の円滑な火葬	
(5) かかりつけ薬剤師・薬局の推進	
(6) 後発医薬品の安定供給の確保	

1. 保健医療体制等の確保

(1) 医療提供体制の整備

①地域の实情等に応じた地域医療介護提供体制の整備

(地域医療介護総合確保基金にかかる配分の見直し及び運用の弾力化)

- ・各都道府県の人口や高齢者人口等に応じた公平な基金配分を実施すること
- ・基金残高の事業区分間での弾力的な運用の実施を認めること
- ・新たな地域医療構想における地域医療介護総合確保基金の検討に関しては、同基金の活用を希望する関係機関が多岐にわたり、かつ、事業計画の検討に時間を要することから、2026年度以降の基金にかかる方針は、遅くとも2025年度当初には提示すること

②地域医療構想の推進

(新たな地域医療構想の進め方)

- ・新たな地域医療構想の検討にあたっては、地域の意見を十分踏まえること
- ・病床数の必要量の算定にあたっては地域の实情に応じ弾力的に算定できるようにすること。とりわけ、南河内二次医療圏に所在する近畿大学病院が、2025年11月に南河内二次医療圏から堺市二次医療圏へ移転を予定(800床を整備)し、両二次医療圏の病床数が大きく変動することとなることから、新しい地域医療構想における病床数の必要量を2040年まで使用していくのであれば、同病院が南河内に所在する前提ではなく、堺市に所在する前提で必要量を算定できるようにすること。また、基準病床数の算定にあたっては同様に、地域の实情に応じ弾力的に算定できるようにすること
- ・「高度急性期」「急性期」の病床については、「がん等の予定入院を目的とした病床」と「救急による急変時対応の病床」を区分する等、必要量の考え方を整理の上、見直すこと
- ・病床機能分化の議論をより精緻に行えるよう、入院料毎に病床機能報告の報告基準を明確化すること

重点
要望

(再編統合により過剰な病床機能に転換する場合等の対応)

- ・再編統合による新規開設の病院においても、地域医療構想調整会議等の協議を踏まえ過剰な医療機能への転換の中止等を都道府県が医療法に基づき命令・要請できるようにすること
- ・病床機能報告において、病院が「現状の病床機能」を報告する際、これまでの地域医療構想調整会議等の協議状況を踏まえた報告となるよう、国は病院への周知を徹底する等の対応を行うこと。また、地域医療構想調整会議等の協議を経ず、医療機関が過剰な病床機能に転換した場合に都道府県が医療法に基づき命令・要請できるようにすること

③医師等の確保

(大都市における医師確保に向けた支援)

(令和6年6月 最重点提案・要望において一部要望済み)

- ・地域偏在の解消を重視した医師の養成段階における採用抑制を見直すなど、都市部の医師確保に向けた支援を行うこと

重点
要望

(医師確保計画の推進)

- ・臨時定員地域枠については、国が示す指標において、相対的に医師が多い都道府県の定員数を削減する方針が出されているが、府内の医師偏在が恒常的に解消されるまでは削減せず、現行どおりの医学部臨時定員増による措置を継続すること。また、措置を継続しない場合にあつては、地域枠の継続にあたり、地域医療介護総合確保基金の活用を認めること

(医師の働き方改革に資する取組を行う医療機関への支援)

- ・ 宿日直許可についての支援を引き続き継続・充実させるとともに、医師の労働時間短縮に資する取組を行う医療機関への継続的な支援を実施すること。特に、地域医療介護総合確保基金（区分VI）の事業実施については、必要な予算を確保するとともに、都道府県をまたぐ事業については、国において制度設計すること。
- ・ 国民に対する医師の働き方改革に関する普及啓発を強化すること

(医師臨床研修制度・新専門医制度の見直し)

- ・ 医師臨床研修制度については、充実した研修環境の確保の視点に立ち、医師偏在対策に伴う募集定員抑制を見直すとともに、現在、制度の詳細を検討中の広域連携型プログラムについては、国が示すスケジュールではプログラムの作成が困難であることから、令和8年度研修開始分からの導入を見送ること。なお、導入する場合であっても、プログラムの作成が可能な医療機関のみを対象にしたモデル実施とすること。また、プログラムを制度の意義や効果を明確に示したうえで、臨床研修医の自主性を重んじ、プログラムへの参加が強制されないような仕組みを構築すること。さらに、臨床研修病院の指定等の権限移譲に伴う継続的な財源措置及び技術的な支援等を適切に行うこと
- ・ 専門研修に係るシーリング制度については、シーリングの効果検証等を早急に公表するとともに、医療水準と医師の専門性の維持向上のためにも、専攻医が研修環境の整った病院で、希望する診療科や地域で研修を行えるよう、シーリング制度を抜本的に見直すこと

(公衆衛生医師の確保に向けた取組み)

- ・ 医師臨床研修制度における地域医療研修の対象施設に保健所を追加し、公衆衛生行政分野を理解する機会を設けるなど、公衆衛生行政分野に従事する医師確保策を構築すること

④専門性の高い看護職業業務の補完体制整備

- ・ 今後発生しうる新興感染症に対応するため、専門性の高い看護師業務の補完のための代替看護師等の配置及び確保に向けた支援を行うこと

⑤訪問看護の安定的な供給体制の確保

- ・ がん患者や難病患者等、医療依存度の高い患者に複数回・長時間の訪問看護を行う場合の訪問看護ステーションの負担を考慮した適切な診療報酬加算等の措置を行うこと

⑥有床診療所等へのスプリンクラー等設置に対する支援制度の継続・拡充

- ・ 令和7年6月末に設備設置基準の経過措置期限を迎える中、設備整備に一定の費用がかかることから未設置の施設があることを踏まえ、設備整備に係る補助制度の継続・拡充を図ること

⑦あはき業に関連する広告の見直し

- ・ あはき法に基づく有資格者がいる施術所である旨の表示について、全国一律の措置等を実施すること

⑧障がい者への医療提供の充実

- ・ ホームヘルパーの医療機関への派遣等を可能とする等、法改正等の必要な措置を実施すること

⑨死因究明制度の充実等

- ・新たな死因究明等推進計画にも規定されている、人材育成や確保に関する施策の推進にあたっては、監察医制度を含め解剖・検査等が適切に実施できる成果につながるよう、国としてより具体的な方策を明示すること
- ・全国的にバラつきのある「検案料」について、統一的な算出根拠に基づいた料金基準を提示すること
- ・本格的な多死高齢化社会の到来を迎え、在宅死や孤独死の増加が懸念される中で、全国的に不足する法医や検案医等の養成やかかりつけ医の検案技術の向上策を充実すること

⑩人生会議（ACP）の普及啓発の推進

- ・人生会議（ACP）のさらなる普及啓発に向け、メディア等を活用し、多くの国民が目に触れる機会を設けること
- ・人生会議において、意思を明確に示している方に対し、その方の病状の急変時に自らが希望する医療・ケアを選択できるよう、国として、関係団体や消防庁をはじめとする関係省庁と連携して、必要な対策を講じること

⑪外国人患者受入れ体制の推進

- ・外国人患者受入れ環境整備等推進事業における対象経費の充実及び基準額・補助率の引き上げを図ること
- ・感染症など治療費が公費負担となる場合に記載が必要な公費申請書及び精神科病院任意入院同意書等の翻訳書面について、多言語翻訳版の整備を図ること
- ・外国人旅行者に対する旅行保険の効果的な加入勧奨や医療費未収金に対する国による補填事業の検討や医療費のクレジット決済促進のために決済手数料に対する補助に係る財源措置等、医療機関における未収金の抑制が図られる施策を強化すること

⑫医療機関におけるサイバーセキュリティ向上の推進

- ・サイバー攻撃によるシステム障害の発生を未然に防止し、また事態の発生時に適切に対策を実施するため、国の初動対応にかかる継続的な支援及び病院としてのセキュリティ対策の強化・高度なIT人材の確保等に必要な財政支援、サイバー攻撃発生時のマネジメントに着目した研修などのソフト面の支援を行うこと

⑬統計調査及び申請・届出のオンライン化等

- ・各種申請・届出のオンライン化やマイナンバー利用の推進、免許事務の国への一元化など、業務の効率化・簡素化を図ること。特に、医師・看護師等免許の交付事務については、免許を受ける者の不利益回避のため、都道府県経由事務を廃止すること
- ・保健統計調査のオンライン化を推進するため、オンライン回答が府民の第一選択となるよう、システムの利便性向上を図ること。また調査のペーパーレス化も念頭において、一連の作業がウェブ上で完結するよう制度設計を行うこと
- ・保健統計調査の委託費に係る人件費及び調査員手当の増額を行うこと。あわせて、事務負担軽減のために、例外として認められている民間事業者等を活用した調査に係る経費についても、十分な財政措置を行うこと

重点
要望

⑭医療機関における医療DXの推進

(令和6年6月 最重点提案・要望において一部要望済み)

- ・医療機関における医療DXの推進にあたっては、現場が混乱しないよう医療機関や都道府県の意見を聞いて必要な支援を行うとともに、都道府県に対して必要な情報提供を行うこと

重点
要望

⑮医療機関等情報支援システム（G-MS）の改善

- ・医療機能情報提供制度に係る医療機関から都道府県知事への報告に用いられている医療機関情報等支援システム（G-MS）については、当該報告にあたって、スマートフォンやタブレット端末に対応していないことや、使用するパソコン端末のOS及びブラウザが旧バージョンの場合は動作が保証されていない等のシステムの不備及びアカウント発行の遅れ等により、医療機関に混乱が生じ、報告率の低下が生じているため、早期にシステム改修等の対応を行うこと。
- ・医療法人の事業報告書等の電子化推進に関しては、現行のシステム（G-MS）による提出率が極めて低いことから、令和7年度に移行予定の新たなシステムにおいては、標準様式の設定及びこれと連動するチェック機能を付加するなど利用しやすいシステムを構築すること。

（2）救急医療体制等の充実・強化

①救急医療体制の継続的・安定的体制の確保及び啓発事業の強化

- ・救急医療機関の運営費や人件費への支援を行うこと
- ・救急医療の適正利用に向けた啓発事業の強化及び支援を行うこと
- ・AEDの設置促進及び円滑な機器更新への対応並びに非医療従事者への啓発事業に対する支援を行うこと
- ・地方自治体における小児初期救急医療体制の整備並びに安定的な運営体制確保に向けた財源措置及び診療報酬の改善を行うこと
- ・医療提供体制推進事業費補助金の確実な予算確保及び適切な配分を行うとともに、救命救急センター運営事業に係る基準額の算定におけるただし書き（病院の収支が黒字の場合の1/2基準）を撤廃すること
- ・眼科及び耳鼻咽喉科等の特定科目に係る救急医療体制の確保及び歯科の夜間・休日の救急医療体制の充実強化を図ること

②周産期・小児医療体制整備に係る財政支援の拡充等

- ・産婦人科の救急搬送体制整備に係る財源措置を行うこと
- ・周産期医療対策事業に係る国庫補助基準額等の引き上げを行うこと
- ・周産期専用病床に係る算定日数制限の撤廃等、診療報酬制度の見直しを行うこと
- ・小児中核病院・小児地域医療センターへの財政措置を新たに行うこと

（3）災害医療体制等の充実・強化

①被災地支援の充実等

- ・被災地支援における調整について、能登半島地震での調整実態を踏まえ、DMAT・DPAT・DHEAT・保健師等チームを含め、被災地・国・広域連合・全国知事会などとの支援調整が輻輳しないよう、調整ルールの明確化を図ること。また、現地では、あらかじめ決められている各チームの役割を超えた活動を行うなど、混乱が生じたこともあったため、各チームの特性を発揮した支援が可能となるよう国において調整すること
- ・被災地での救援活動を円滑に行うため、各チーム間での情報共有・情報交換を安全かつ簡便に行うことができるICTツールを国において整備すること

②災害時における医療機能等の確保

（令和6年6月 最重点提案・要望において一部要望済み）

- ・災害時における医療機関の機能維持に向け、耐震化をはじめ非常用自家発電設備の設置や、浸水対策、給水設備等のライフラインの強化のための十分な予算確保を図るとともに、補助基準額及び補助率の引き上げを図ること。また、補助対象を全ての実施主体を対象に拡充すること

重点
要望

重点
要望

- ・被災地の保健所が被災し、一定期間機能しなかった能登半島地震での実態を踏まえ、被災時の保健医療行政の拠点として保健所が十分に機能できるよう、耐震化や自家発電設備の整備、継続的な保健医療活動に耐えうる施設整備等に対する国庫補助制度を創設すること

③周産期母子医療センターの充実

- ・周産期母子医療センターが災害拠点病院と同等の災害要件を満たすための財源措置及び災害時小児周産期リエゾンの養成等に係る財源措置を行うこと

④災害時におけるこころのケア活動の充実・強化

- ・自治体が長期継続的に行うこころのケア活動に関する指針を策定すること
- ・災害拠点精神科病院の整備並びに DPAT 及びこころのケア活動に必要な財源措置を行うこと

2. 健康寿命の延伸と次世代ヘルスケアの推進

(1) 健康寿命の延伸に向けた支援の充実

- ・健康寿命の相対的に低い都道府県が実施する生活習慣病予防及び重症化予防施策等に対する技術的な支援及び財政措置を拡充すること

(2) 健康増進事業の充実

- ・健康増進法に基づく市町村における健康増進事業について、引き続き、十分な財源措置を行うこと
- ・すべての住民の健康づくり推進に向け、40歳未満の住民に対する健康診査など市町村が独自で実施する事業に対する補助対象の拡大を図ること

(3) 次世代ヘルスケアの推進

(令和6年6月 最重点提案・要望において一部要望済み)

(NDBデータの利活用の促進及び収録されるデータの網羅性の確保)

- ・匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）について、令和6年秋からの抜本的な提供方法の見直しを着実に実施するほか、一層の利活用容易化に継続して取り組むこと。さらに、健診データを自治体等の健康増進施策や本人の健康づくりに活用するうえで、データベースの網羅性の確保が重要であり、事業者健診結果がNDBに確実に収録されるよう、電子カルテ情報共有サービスを活用した結果の共有を早期に実現するとともに、並行して対象実施機関の拡大についても検討すること。また、都道府県が市町村健康増進計画の推進を円滑に支援できるようNDBを活用したデータセットの提供を行うこと

重点
要望

(大阪府の健康アプリ「アスマイル」登録時における利便性向上)

- ・「アスマイル」の登録時における利便性向上のため、マイナンバーカードを利用した本人確認の実現に向けた財政支援を行うこと

3. がん対策・循環器病予防など非感染性疾患（NCDs）対策の推進

(1) がん対策の推進

①がん対策推進基本計画に沿った積極的な事業実施

- ・がん診療連携拠点病院の指定要件改正を踏まえ、十分な財源措置を行うこと
- ・第4期がん対策推進基本計画において示された「緩和ケアの推進」、「がん患者の就労支援」、「アピアランスケア」など、個別目標の実現に向けた具体的な方策の提示及び十分な財源措置を行うこと
- ・がんのリハビリテーションについて、効果的・継続的に行えるよう、入院患者のみならず外来も含めた診療報酬の措置など、体制整備のために必要な措置を講じること

②がん診療連携拠点病院の整備促進

- ・地域の実情に応じたがん診療連携拠点病院の設置を認めること

③がん登録の充実

- ・法に基づくがん登録の安定的運用に向け、引き続き、対象者への十分な周知のもと、がん登録に携わる実務者研修を実施するとともに、登録に係る経費への十分な財源措置を行うこと
- ・制度変更を行う際は、都道府県へ速やかに正確な情報提供を行うこと

④小児・AYA世代のがん患者に対する支援の充実

- ・がん・生殖医療に関わる医療従事者の育成支援を含め、妊孕性生殖機能の温存に係る支援の充実を図ること
- ・同事業が国の研究事業であることを踏まえ、都道府県負担分の財政措置を行うこと

⑤市町村のがん検診への支援の充実

- ・がん検診受診率向上及び市町村の検診実施体制整備のため、実情に応じた制度設計を実施するとともに、確実な地方交付税措置などの十分な財源措置を行うこと
- ・特定健診等その他の健康診査との連携を図ること
- ・職域でのがん検診の内容や実績が市町村において把握できる体制を整備すること
- ・各市町村において、「がん検診実施のための指針」に沿った検診が実施できるよう、検診に従事する人材の育成を支援すること
- ・がん検診の総合支援事業における提供体制確保のため、柔軟かつ継続的な支援策の拡充を図ること
- ・令和6年4月から新たな子宮頸がん検診の手法として示された「HPV検査単独法」については、国の責任において、各自治体の取組で生じた疑義や課題に対し、専門的・技術的支援を行うとともに、運用上の課題等を整理し、精度管理をはじめ安全で効果的な実施体制の整備に取り組むほか、必要な財政措置を講じること

⑥肝炎・肝がん総合対策の推進

- ・事業の実施に係る経費について、全額国庫負担とすること
- ・肝がん重度肝硬変治療研究促進事業の助成開始月（現行は入院又は通院2ヶ月目から）の要件を拡大すること
- ・他疾患や献血で陽性となった場合についても、肝炎重症化予防推進事業である初回精密検査費用助成の対象とすること
- ・定期検査費用助成の要件について、所得制限を撤廃し、キャリアについても対象とすること

⑦受動喫煙防止対策の充実

- ・法の経過措置の対象となる経営規模の小さい既存飲食店が受動喫煙防止対策を実施できるよう、喫煙専用室整備に係る助成制度の継続 や財源確保を図るとともに、切れ目のない運用を行うこと
- ・屋外の喫煙所整備が促進されるよう、公衆喫煙所の整備に対する財源措置や、道路法等の柔軟な運用を実施すること

(2) 循環器病対策の推進

- ・都道府県循環器病対策推進計画に基づく啓発活動等の事業推進及び脳卒中・心臓病等総合支援センター事業に対する継続的な財政支援を行うこと

4. 地域保健・感染症対策の充実・強化

(1) 地域保健施策の推進

① 難病法に基づく医療費助成制度の充実

(手続きの効率化及び明確化など必要な措置)

- ・臨床調査個人票に係る文書料が安価になるよう医療機関に対し要請すること
- ・更新申請について、臨床調査個人票の提出を隔年とするなど、患者負担の軽減策を実施すること
- ・マイナ保険証の普及を推進し、受給者証への高額療養費制度の所得区分の記載廃止、また、マイナンバーカードを医療費助成の受給者証として利用することにより、患者の利便性を向上させるとともに、自治体の事務負担の大幅な軽減を図ること
- ・医療費助成等の情報を自治体や医療機関間で連携するシステム（PMH）の普及にあたり、自治体や医療機関に経費や事務負担が生じないよう制度設計を行うこと
- ・患者のオンライン申請の制度設計にあたっては、申請者の利便性や受給者証発行までの効率性、自治体の事務負担軽減などを十分に考慮すること。また、その進捗状況について、適宜共有を図ること
- ・対象となる医療の範囲や支給認定に係る詳細な審査マニュアルを早期に提示すること
- ・重症度分類の疾病間均衡及び軽症高額該当基準の患者の受診実態を踏まえた基準の見直しや、蛋白喪失性腸症、肺線維症、悪性腎硬化症をはじめ対象疾病の拡大及び患者の負担軽減策を実施すること。なお、対象疾病拡大時等には十分な準備期間の確保及び関係者への周知を図ること
- ・社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対する特定医療費支給認定実施要綱等に基づいた資格審査実施の指導を行うこと

② 小児慢性特定疾病医療費助成制度の充実

- ・疾患の状態と程度について、患児等の治療の状態を踏まえた基準の変更を行うこと
- ・重症認定基準について、疾患群ごとの治療実態を踏まえた変更を行うこと
- ・対象者や対象疾病等の拡大及び患者負担軽減策を実施すること
- ・移行期医療支援体制整備事業に係る財政的支援等を充実すること

③ 難病患者の支援体制の充実

- ・難病患者の療養生活支援体制の充実や、災害時の支援に向けた財政的支援の拡充を図ること
- ・難病医療提供体制の推進に向けた財政的支援の拡充を図ること
- ・難病・慢性疾病患者が通常よりハイリスクな妊娠・出産に伴い特別な医療を必要とする場合の患者負担の軽減策を実施すること

④ 難病法に基づく事務の移管の検討

- ・都道府県が処理することとされている事務について、保健所設置市において一元的に処理できるよう、引き続き、中核市への事務移管の検討を行うこと

⑤ 診断・治療方法が確立していない脳脊髄液減少症等の疾患やいわゆる「香害」に係る対策の充実

- ・発症の原因解明並びに診断指針及び治療法の早期確立に向けた研究を推進すること

⑥ アレルギー疾患対策の充実

- ・アレルギー疾患医療提供体制整備の推進に向けて、財政的支援を拡充すること

⑦原爆被爆者に対する支援事業等への必要な措置の実施

- ・訪問介護利用被爆者助成事業における所得制限を廃止すること
- ・介護手当金支給事業及び介護保険等利用被爆者助成事業の実施にあたり、全額国の負担で対応できるよう必要な財源措置を行うこと
- ・被爆者に対する健康相談、生活支援事業に係る単価の引き上げ及び実施回数上限撤廃並びに高齢化する現状を踏まえた健康診断等事業の充実を行うこと

⑧骨髄移植事業の充実

- ・骨髄ドナー特別休暇制度の普及を図るとともに、ドナーの休業補償制度を創設すること

⑨不妊等に関する総合的施策の推進

- ・保険適用外となった「先進医療」のうち、エビデンスが確認されたものについて、早期に保険適用とすること
- ・専門機関等の研究により効果が認められる治療及び必要な検査の保険適用等、不育症に関する施策を推進すること
- ・早発卵巣不全等の疾病により妊孕性が低下する方を対象に、卵子凍結を含めた生殖補助医療に係る助成制度を創設すること
- ・凍結卵子を使用した生殖補助医療への保険適用を拡充すること

⑩思いがけない妊娠の際の相談体制の充実

- ・「全国共通ダイヤル」システムにより、相談者が発信した地域の相談窓口につながるシステムを構築すること

⑪旧優生保護法一時金支給等に関する法改正及び制度のかかる周知・広報における合理的配慮

- ・一時金支給申請期限を無期限とするための法改正を行うこと
- ・テレビ・新聞・ラジオなどを用いた数次にわたる広報を実施すること

⑫アスベストによる健康被害の救済

- ・大阪泉南アスベスト訴訟和解要件の周知、和解要件を踏まえた取組みの確実な実施
- ・指定疾病について、疾病の程度ごとの段階的な救済方法を検討すること
- ・石綿工場と近隣地域住民との因果関係を解明すること
- ・間接ばく露者に対し、石綿による健康被害の救済に関する法律の趣旨を踏まえた適切な救済措置を行うこと
- ・治療方法の研究、治療体制の確保及び知識・技術の向上を図ること
- ・健康被害の早期発見のための検診方法の早期確立や国の責任による長期的・継続的な検診実施のための必要な財源措置を行うこと

⑬市町村母子保健を担う保健師の人員体制確保のための措置

- ・母子保健の専門性を活かした児童虐待の発生予防・早期発見等に関し、極めて重要な役割を担う市町村保健師について、必要な人員体制が確保できるよう財政措置を行うこと

⑭新生児マススクリーニング検査対象疾患の拡充と補助制度の創設

- ・医療の進展に伴い早期発見・早期治療が可能となった希少難病性疾患を全国一律で先天性代謝異常等検査の対象疾患とし、全ての新生児が公費負担により受検できるよう国庫補助制度を恒久化すること

⑮ プレコンセンプションケアに関する普及啓発の推進

- ・プレコンセンプションケアは、若年層から成人まで幅広い年代を対象とする取組として母子保健、教育、労働と多分野にまたがることから、関係する省庁が連携した一体的な普及啓発を推進すること
- ・特に卵子凍結など新しい技術について、国民が正しい知識を得た上で利用できるよう国において考え方を示すこと

(2) 感染症対策の充実・強化

① 万博開催に向けた感染症対策の強化

(都道府県を横断する感染症対策の強化)

- ・グローバル・マスコギャザリングである大阪・関西万博に向け、迅速な公衆衛生対応が求められる感染症の国内発生時に、関係する自治体間を調整する国の体制作り及び効率的な情報共有体制を確立すること

重点
要望

(予防接種の勧奨及び国内における安定的なワクチンの生産・流通体制の確保)

- ・海外での感染症の流行状況等を踏まえ、訪日する外国人等に対して事前の予防接種の勧奨等を行うこと
- ・万博に向けてワクチンの需要が増えた際も、国内においてワクチンの偏在や不足が生じないよう安定的な生産・流通体制を確保すること

重点
要望

② 新興感染症の発生・まん延に備えた対策の充実・強化

(令和6年6月 最重点提案・要望において一部要望済み)

- ・今後の感染症パンデミックに備え、既存システムの整理・統合や、電子カルテシステムとの連携など、より効果的な取組みを進めること
- ・高齢者施設等において新興感染症患者が発生した際に、往診や訪問看護を行う医療機関等が適切かつ円滑に財政的支援を受けられるよう、診療報酬と介護報酬の対応範囲や診療報酬上の臨時的な措置に係る事項等について整理をし、必要なスキームを整備すること
- ・感染症法に基づく医療機関等との協定について、新興感染症発生・まん延時においてその実効性を確実なものとするため、新興感染症の発生公表後速やかに、ウイルスの病原性や感染性等の性状について評価・判断し、都道府県等への情報提供やウイルスの性状に合わせた医療提供体制の整備への支援等、国の責任において必要な対応を機動的に行うこと
- ・新興感染症の発生・まん延時に必要な医療提供体制を確保できるよう、感染症指定医療機関や医療措置協定締結医療機関に対し、平時から、引き続き施設・設備整備の他、感染症予防に関する人材の養成や資質向上のため、研修等に要する経費等の必要な財政的支援を行うこと
- ・令和6年6月の新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定を踏まえ、医薬品やワクチン、PPE、検査物資について、備蓄も含めた安定的な供給体制の構築を行うとともに、保管や廃棄処分に係る経費も含め、備蓄に係る必要な財源措置を行うこと。また、住民接種体制の構築に係る必要な財源措置を行うとともに、デジタル化の推進等により、接種事務に係る地方自治体の負担軽減を図ること

重点
要望

③ 地方衛生研究所における検査体制の充実

- ・新興・再興感染症のアウトブレイクなど健康危機事象の発生時に、機動的に対応できるよう、検査機器の新規購入、更新、メンテナンス等の整備について万全な財政措置を行うこと
- ・病原体の動向をいち早く把握する検査体制確保の構築に向け、ゲノム解析に精通する人材の養成・育成に向けた支援を行うこと

④新型コロナウイルス感染症のまん延防止等に向けた対策の充実

(新型コロナウイルスワクチン接種者への対応)

- ・ワクチンの副反応を疑う症状への対応については、国として統一的な相談窓口や専門医療機関を設けるなど、全国どこでも同じ水準の相談対応や診療を受けられる環境を整備すること
- ・特例臨時接種が終了したことから、接種の効果や安全性について、国内のデータに基づいた分析と評価を行うとともに、国が進めている接種後の副反応にかかる研究結果や科学的エビデンスに基づいた最新の情報をわかりやすく積極的に情報発信を行うこと
- ・健康被害救済制度については、行政不服審査請求が増加していることから、申請者へ認否の理由が十分に伝わるよう、疾病・障害認定審査会での審査の充実を図るとともに、審査内容について詳細に示すこと
- ・接種費用について、経済状況に関わらず接種を受けられるよう、令和7年度以降も市町村に対して助成金を支給すること

(新型コロナウイルス感染症の流行状況を示す警報・注意報基準の早期設定)

- ・国において、新型コロナウイルス感染症の「流行発生警報」・「流行発生注意報」基準を早期に設定すること

(新型コロナウイルス感染症の後遺症の実態解明)

- ・新型コロナウイルス感染症の罹患後症状については、未だ不明な点が多く存在していることから、科学的知見の集積を図り、一層の実態解明を行うことで、医療機関の裾野を広げるため、調査研究の促進を図ること

(新型コロナウイルス感染症の死亡例の分析)

- ・今後の感染症によるパンデミックに備えるため、新型コロナウイルス感染症における死亡例について、地域別で詳細データに基づいた比較分析を行い、科学的知見の集積を図ること

(医療費公費支援への財源措置)

- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源として実施されてきた医療費公費支援について、診療報酬請求権に係る消滅時効期間を踏まえ、医療機関からの請求がなされる可能性がある間は継続して財源措置を行うこと

⑤予防接種法に基づく定期予防接種の充実

- ・定期の予防接種に係る費用に対し、全額財源措置を行うこと
- ・定期5期予防接種の利用者数向上に係る方針を提示すること
- ・造血幹細胞移植後の再接種に対する定期接種の特例措置を行うこと
- ・おたふくかぜワクチン、百日咳の就学前及び11～12歳への追加接種（二種混合を三種混合へ変更）、HPVワクチンの男性接種については定期接種化への位置付けを早期に行うこと。また、帯状疱疹ワクチンについては、小委員会での議論を踏まえ、今後、基本方針部会で具体的な運用を議論することになっているが、早急に定期接種化への位置づけを行うこと。また、定期接種化後も接種費用の負担軽減のため、市町村に対して財政措置を行うこと
- ・呼吸器、循環器、腎臓に慢性疾患を持つ患者について、全年齢がインフルエンザワクチンを定期接種できる体制を確保すること
- ・予防接種後健康状況調査について、医療機関や府民に対して、より有益な情報還元がなるよう、医学的見地から解析・評価するなど、同時接種についての研究及び検討を行い、その安全性を含めた実施に係る指針及び効果等に係る方針を明確に示すとともに、混合ワクチンの開発の推進等の改善策を講ずること

重点
要望

- ・風しんの追加的対策については令和6年度で終了予定となっているが、国が掲げる目標人数に達していないことから、目標が達成されるまでの間、引き続き事業を継続すること
- ・特定感染症検査等事業実施要綱で規定する妊娠を希望する女性を対象とした抗体検査事業について、抗体価が基準値に満たない場合に実施する予防接種についても全額財源措置を行うこと
- ・HPVワクチンのキャッチアップ接種について、依然として接種率が増加しない状況を踏まえ、引き続き事業を継続すること
- ・定期接種の対象となるワクチンについて、不足が生じていない段階から、安定化のための方策を検討するとともに、特定のワクチンについて不足が生じた場合の対応方針を早期かつ具体的に示すこと

⑥結核医療体制維持のための支援

- ・診療報酬の加算や施設整備等にかかる十分な財源措置を行うこと
- ・合併症をもつ高齢結核患者に対する医療体制を確保すること

⑦感染症指定医療機関の運営に対する支援の充実

- ・感染症専門医及び専門スタッフの養成・育成を図ること
- ・新興感染症等の発生時においても迅速な対応が可能となるよう、運営費補助金の対象経費・基準額の拡充など、十分な財源措置を行うこと

5. 「こころの健康問題」への対策

(1) 精神保健施策の推進

①精神障がい者の退院後支援の適切な運用

- ・精神障がい者の退院後支援に関する課題把握とガイドラインの改善を行うこと
- ・地域で十分な支援が行えるよう必要な財源措置及び人員配置の基準の拡充を図ること

②精神保健福祉法改正に伴う医療保護入院等の運用の見直し

- ・令和6年4月からは医療保護入院の期間が法定化されており、入院中の患者への退院支援がより一層求められていることに加え、入院継続が必要とされる患者については更新に係る手続きが必要となったため、これらの増大した業務量に対応できる退院後生活環境相談員を、各病院において適切に配置が行えるよう、必要な財源措置を行うこと

③精神科救急医療体制整備事業の予算確保

- ・地域の実情に応じた十分な精神科救急医療体制の整備が行えるよう、補助金の適切な算定を行うこと

④精神障がい者の合併症治療の充実

- ・精神障がい者の身体合併症救急医療確保事業の適用範囲を拡大すること
- ・身体合併症患者の精神科救急入院が阻害されないよう、精神科救急入院料の算定方法の見直しを図ること

⑤認知症治療における地域連携の充実

- ・認知症疾患医療センターにおける地域連携機能の充実を含めた安定的な運営に必要な財源措置を行うこと

⑥精神科医療機関における虐待の防止に係る取組み

- ・虐待が疑われる事案に関し、令和6年4月に通報窓口を設置したが、その窓口で適切に事態を把握し、必要時に精神保健福祉法第40条の5及び第38条の6に基づく指導監督が迅速に実施できる人員配置のための財源措置を行うこと

(2) 自殺対策の充実

- ・自殺の実態解明のための調査研究の実施と成果に基づく効果的・総合的な対策を推進すること
- ・国が実施するSNS相談事業における相談者の適切な引き継ぎなど、自治体との連携体制を整備すること
- ・地域自殺対策強化交付金の補助率の見直しなど必要な財源措置を行うこと

(3) 依存症対策及び薬物乱用防止対策の充実

①依存症患者受入医療体制の充実

- ・依存症専門医療機関やその他の医療機関における診療やプログラムの診療報酬を増点すること
- ・依存症に関する専門性を有する医療従事者を育成するため、国が行う研修の受講機会を増やすなど必要な支援を行うこと

②ギャンブル等依存症対策の充実・強化

- ・都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の推進に必要な財源措置や人材育成を行うこと

- ・インターネット投票の利用増加等を踏まえ、国基本計画に基づき事業者へ求める取組みの実効性を担保するための措置を講じること
- ・「ギャンブル等依存が疑われる者」の数について、客観的に把握するための調査手法等を検討すること
- ・オンラインカジノやオンラインを起因とするギャンブル等依存の実態把握を行い、実態を踏まえた対策の検討及び関係法令の整備等を行うこと

③危険ドラッグをはじめとする薬物乱用防止対策の充実

- ・危険ドラッグの流通を防止するため、知事指定薬物等の十分な検査体制確保に向けた財源措置を行うこと
- ・「大麻取締法等」が「大麻草の栽培の規制に関する法律」と改正され、大麻草においては、医療及び産業目的の栽培が可能となるが、大麻解禁との誤解を招かないように、国民に対し改正内容を正しく周知すること

6. ガバナンスの強化

(1) 都道府県のガバナンスの強化に向けた支援の充実

- ・都道府県のガバナンスの強化に向けて、次期の各種計画において都道府県に新たな役割を求める場合には、制度設計の段階から都道府県と十分な事前協議を実施するとともに、必要な財源措置及びデータ提供などを通じた技術的支援を行うこと

(2) 国民健康保険制度改革等

① 持続可能な制度の構築

- ・国民健康保険が抱える構造的課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、今後もその機能を維持すること
- ・被用者保険を含む医療保険制度の一本化に向けた抜本的な制度改革の検討を改めて進めるとともに、一本化実現までの間は、制度設計に責任を持つ国において、財政基盤強化のためのさらなる公費の拡充及び新たな財政支援を行うこと
- ・子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入について、引き続き対象範囲及び軽減割合の拡大について検討を行うこと
- ・特定健康診査の項目について、血清クレアチニン検査（eGFR）、血清尿酸検査、血糖検査（HbA1c）を共通して特定健康診査の基本的な項目に加えるとともに、万全な財政措置を行うこと

② 保険者努力支援制度等の見直し

- ・広域化の推進、人口規模、地域の特性等を考慮した適切な評価を行う仕組みを構築すること
- ・データを活用した予防・健康づくりに資する事業の経年的な実施を可能とするため、保険者努力支援交付金の要件緩和を図ること
- ・実施状況により評価する指標については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、保険者間において不均衡が生じないように、基準の作成及び評価を行うこと
- ・市町村事務処理標準システム等の導入費用に対する財政支援を確実に行うとともに、令和4年度まで財政支援対象であった外付けシステム等のカスタマイズについても、システムの円滑な導入を推進するため、財政支援の対象となるよう見直しを行うこと

③ 後期高齢者医療制度の充実

- ・制度設計に責任を持つ国において、制度運営の安定化のため万全な財政措置を行うこと
- ・令和6年度及び令和7年度において段階的に行われる保険料上限額の大幅な引上げについては、被保険者が引上げの理由やその内容について十分理解できるよう、国において、丁寧な説明・周知を行うこと

(3) 柔道整復及びあん摩マッサージ・はり・きゅう施術療養費の適正化

- ・柔整・あはき施術療養費の制度のあり方検討にあたっては、都道府県の意見を反映すること
- ・審査基準の明確化等の検討にあたっては、早期実現に向けた議論を進めるとともに、必要な財政措置を行うこと
- ・指導権限等の法制化を行うこと
- ・保険者におけるあはき療養費適正化に係る取組策について、柔整療養費制度と同様に策定するとともに特別調整交付金の対象とすること

重点
要望

7. 安全で安心な日常生活を支える公衆衛生の向上

(1) 食品の安全性確保策の充実等

- ・ HACCP 取組支援策として、グローバルな社会情勢に対応できるよう、事業者団体が作成し厚生労働省が内容を確認した手引書の多言語版を作成すること。また、冷蔵機器等の衛生管理について、温度管理に加えて清潔保持についても衛生管理項目に盛り込むこと
- ・ 複数の自治体にまたがって自動車による飲食店営業を行う場合の違反判明時の処分や罰則の適用等について、法の規定整備を図ること
- ・ 今般発生した紅麹関連製品に係る事案を踏まえ、機能性表示食品について、事業者による健康被害の情報提供の義務化や製品の品質の確保の徹底、消費者への速やかな情報の公表など、再発防止等の措置を国の責任のもとしっかり講じること

(2) 水道の広域化及び水道・浄化槽整備の推進

①水道事業の広域化に係る交付金制度の拡充等

- ・ 水道事業の広域化が推進されるよう、国の防災・安全交付金の水道事業運営基盤強化推進事業における採択要件の緩和、対象事業の拡大を図るとともに、令和8年度以降に実施する広域化事業の交付金を10年間活用できるよう、令和16年度までとなっている時限措置を延長すること
- ・ 「水道基盤強化計画」等に基づく施設の共同化に伴う財産処分について、国庫納付に関する条件を付さないなど、柔軟な対応を行うこと

②水道施設の耐震化等の推進

(令和6年6月 最重点提案・要望において一部要望済み)

- ・ 地震等により都市部では大規模な断水被害が想定されており、耐震化を推進するため、水道管路耐震化等推進事業及び緊急時給水拠点確保等事業について、採択要件の大幅な緩和、対象事業の拡大、交付率の嵩上げなど制度の拡充を図るとともに、必要な財源措置を講じること

③水道事業において区域外給水を行う場合の手続き等の弾力的運用や簡素化

- ・ 地理的条件等やむを得ない事情により給水区域外の需要者に対して水道事業者が給水を行う場合に、水道法に基づく認可変更によらず業務の委託等について弾力的運用や手続きの簡素化等を図ること

④公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型合併処理浄化槽）の充実

- ・ 公共浄化槽等整備推進事業の設置費用に対する国庫負担率について、全て2分の1に引き上げること
- ・ 維持管理費用について、下水道維持管理費と同様の財源措置を行うこと

(3) 火葬場更新に係る市町村への補助制度の創設等

- ・ 火葬業務を継続していくため、設置者である市町村に対する火葬場更新に係る補助制度の創設等を図ること

(4) 新興感染症等によりお亡くなりになった遺体の円滑な火葬

- ・ 新興感染症等により、遺体が感染源となる恐れがある場合に、医療機関から火葬行政に情報が正確に伝達され、円滑に火葬が執り行われるよう、死亡診断書等に、感染の恐れのある感染症の有無を記載する専用の欄等を設けること

(5) かかりつけ薬剤師・薬局の推進

- ・ 地域連携等に取り組む、かかりつけ薬剤師・薬局への支援を行うこと

重点
要望

(6) 後発医薬品の安定供給の確保

- ・後発医薬品の早急な安定供給の回復を図り、安心使用促進のための環境整備を行うこと